

# 水戸市復興推進計画（水戸市応急仮設建築物復興特区）

茨城県水戸市

## 1 計画の区域

水戸市の全域

## 2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本市では、死者7名、負傷者78名の人的被害や約3万1千棟の住宅被害、上・下水道、道路など多くの施設の大規模損壊など、想像を絶する被害が発生し、住民の生活に極めて大きな影響を与えた。

なかでも、震災により使用不能となった市役所本庁舎、市民センター、学校などの公共施設については、仮設建築物での業務運営を余儀なくされ、住民生活に著しい不便をきたしている状況にある。

本計画では、地域の中核となる公共施設について、新施設を整備するまでの間、仮設建築物を活用し、地域の早期復興と住民生活の安定化を図ることを目標とする。

## 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災からの地域の早期復興と住民生活において中心的な役割を担う公共施設について、新施設を整備するまでの間、仮設建築物での業務運営を継続することにより、住民サービスの安定的な提供を行う。

## 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

応急仮設建築物活用事業

### (1) 復興推進事業の内容

震災の影響により建替えが必要になった市役所本庁舎、市民センター、学校について、新施設を整備するまでの間、仮設建築物について2年3か月を超えて存続させる。

### (2) 実施主体

水戸市

### (3) 特別の措置の内容（東日本大震災復興特別区域法第17条の規定に基づく措置）

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物（以下の所在地、用途、期間のもの）について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総

理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

<対象となる応急仮設建築物>

①水戸市役所市民会館東側臨時庁舎

ア 所在地

茨城県水戸市城南1丁目8-1, 2, 3

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設庁舎

エ 建築基準法による存続期間

平成23年5月16日から平成25年8月15日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成25年8月16日から平成30年12月31日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上2階
- ・建築面積：758.47 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：1324.88 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市職員（約180人）

②水戸市役所三の丸臨時庁舎

ア 所在地

茨城県水戸市三の丸1丁目119-1 隣接地

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設庁舎

エ 建築基準法による存続期間

平成24年1月4日から平成26年4月3日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 26 年 4 月 4 日から平成 30 年 12 月 31 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：軽量鉄骨（ブレース構造）
- ・階数：地上 3 階
- ・建築面積：1670.37 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：4799.40 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市職員（約 430 人）

③水戸市役所本庁舎前臨時庁舎

ア 所在地

茨城県水戸市中央 1 丁目 4-1

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設庁舎

エ 建築基準法による存続期間

平成 24 年 1 月 16 日から平成 26 年 4 月 15 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 26 年 4 月 16 日から平成 30 年 12 月 31 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 2 階
- ・建築面積：1064.01 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：1908.92 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市職員（約 160 人）

④水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎

ア 所在地

茨城県水戸市中央 1 丁目 4-1

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設庁舎

エ 建築基準法による存続期間

平成 24 年 3 月 5 日から平成 26 年 6 月 4 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 26 年 6 月 5 日から平成 30 年 12 月 31 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 2 階
- ・建築面積：957.02 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：1839.80 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市議会議員，水戸市職員（約 50 人）

⑤水戸市見和市民センター仮設事務所

ア 所在地

茨城県水戸市見和 2 丁目 250-4

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設事務所

エ 建築基準法による存続期間

平成 23 年 4 月 18 日から平成 25 年 7 月 17 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 25 年 7 月 18 日から平成 26 年 11 月 30 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 2 階
- ・建築面積：59.34 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：87.51 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市職員（5 人）

⑥水戸市上大野市民センター仮設事務所

ア 所在地

茨城県水戸市吉沼町 1765-1

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設事務所

エ 建築基準法による存続期間

平成23年4月18日から平成25年7月17日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成25年7月18日から平成26年11月30日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上2階
- ・建築面積：42.06 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：70.23 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市職員（4人）

⑦水戸市稲荷第一市民センター仮設事務所

ア 所在地

茨城県水戸市大串町961-1, 2107

イ 所有者（管理者）

水戸市

ウ 用途

仮設事務所

エ 建築基準法による存続期間

平成23年4月18日から平成25年7月17日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成25年7月18日から平成29年3月31日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上2階
- ・建築面積：42.06 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：70.23 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水戸市職員（3人）

⑧常磐大学高等学校仮設校舎

ア 所在地

茨城県水戸市新荘3丁目2023, 2024-1, 2025

イ 所有者（管理者）

学校法人常磐大学

ウ 用途

仮設校舎

エ 建築基準法による存続期間

平成23年5月6日から平成25年8月5日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成25年8月6日から平成26年3月31日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上1階
- ・建築面積：707.64 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：707.64 m<sup>2</sup>
- ・入居者：常磐高校の生徒及び職員（約330人）

⑨水城高等学校仮設校舎

ア 所在地

茨城県水戸市白梅2丁目454-3

イ 所有者（管理者）

学校法人水城高等学校

ウ 用途

仮設校舎

エ 建築基準法による存続期間

平成23年9月1日から平成25年11月30日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成25年12月1日から平成25年12月31日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上2階
- ・建築面積：488.98 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：938.14 m<sup>2</sup>
- ・入居者：水城高校の生徒及び職員（約370人）

## 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

水戸市役所，見和市民センター，上大野市民センター，稲荷第一市民センター，常磐大学高等学校及び水城高等学校については，震災による被害により，仮設建築物を建設し業務を行っている状況にある。

このため，出来るだけ早期に新施設を整備する必要がある。しかしながら，建設の設計・工事期間を想定すると相当期間を要し，建築基準法による存続期間までに，完成することは困難である。

よって，応急仮設建築物の存続期間を延長し，各施設の仮設建築物により機能を維持・継続することは，地域の復興を進めるために必要不可欠なものであり，本計画に定められた復興推進事業の実施により，住民生活の安定化と地域経済の活力の再生に寄与することとなる。

## 6 その他

○本計画の作成に際し，法第4条第3項に基づき，茨城県の意見を聴取した。

・意見の聴取内容

水戸市復興推進計画については，特に意見はありません。

○本計画の変更の際し，法第4条第3項に基づき，茨城県の意見を聴取した。

・意見の聴取内容

水戸市復興推進計画の変更については，特に意見はありません。